川崎市動物愛護センターネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市は、川崎市動物愛護センターのネーミングライツパートナーの選定に当たり、必要事項を審議するため、川崎市動物愛護センターネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　選定委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

（１）ネーミングライツパートナー応募者から提出された申請書等書類の審査

（２）ネーミングライツパートナー応募者のネーミングライツパートナーへの適否の判断及び交渉優先順位の決定

（３）その他ネーミングライツパートナー選定において必要な事項

（組織）

第３条　選定委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 健康福祉局保健所担当部長
- 健康福祉局保健所生活衛生課長
- 幸区役所保健福祉センター衛生課長
- 中原区役所保健福祉センター衛生課長
- 健康福祉局保健所動物愛護センター所長

（委員長）

第４条　選定委員会の委員長は健康福祉局保健所担当部長をもって充てる。

２　委員長が必要と認めるときは、前項の委員のほか、委員長の指名する者を委員として充てることができる。

３　委員長は会務を総理し、選定委員会を招集してその議長となる。

４　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　選定委員会は、委員長が委員を招集して行う。

２　選定委員会は、招集した委員の半数以上の出席がなければ開催することはできない。

３　委員長が必要と認めるときは、選定委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第６条　選定委員会の庶務は、健康福祉局保健所動物愛護センターにおいて処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。